

(調査様式1)

## 認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成18年 2月28日現在)

### (1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	7	6	0	0	1	2	6
※グループホーム名	グループホーム南松園									
※事業主体名(法人名)	社会福祉法人誠心会					※代表者名	濱畑 和人			

### (2) ※事業の目的及び運営の方針

日常生活における援助活動等を行うことにより認知症の進行を穏やかにし、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援することを目的とする。  
地域との交流を図り、利用者の「回復」「自立」を促すようにサービスの提供に努める。

### (3) 組織の概要

※所在地	(〒893-2402) 鹿児島県肝属郡錦江町田代川原430番地1			
※連絡先	電 話	0994(25)2364	FAX	0994(25)2364
交通の便 (最寄り交通機関等)	鹿児島交通 根占～田代線 南松園前バス停 下車 徒歩1分			
開設年月日	平成17年 4月15日	※ユニット数 と利用定員	( 1 ) ユニット 利用定員 (9) 人	
※グループホーム の併設施設 (併設施設からのサー ビスがあればご記入下 さい。)				

### (4) 建物の概要

※都市計画法上の 用途地域	指定なし		
※建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型		
※建物構造	( 木造瓦葺平家建 ) 造り ( 1 階建ての 1 階部分)		
※広 さ	敷地面積 (1,389.96) m <sup>2</sup> 延床面積 (284.87) m <sup>2</sup> 1室あたりの居室面積 ( 9.94 ) m <sup>2</sup>		
※二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

(5) 利用料等 (入居者の負担額)

※家賃 (月額)	( 18,000 ) 円	
※保証金の有無 (入居時一時金)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) 円	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	有の場合償却の有無	<input type="checkbox"/> 有 (期間: ) 円 <input type="checkbox"/> 無
※食費	朝食 ( ) 円 昼食 ( ) 円 夕食 ( ) 円 おやつ ( ) 円 又は1日 ( 800 ) 円	
※その他の費用と徴収方法		
名目	徴収方法	金額 (円)
①理美容代	現金又は銀行口座振替	実費
②おむつ代	同上	実費
③その他	光熱水費	同上 7,500

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数 ( 9 名) [男性 ( 3 名) 女性 ( 6 名)]
	要介護1 ( 4名) 要介護2 ( 3名) 要介護3 ( 2名) 要介護4 ( 名) 要介護5 ( 名)
	年齢 (平均81.2歳) [最低 ( 73歳) 最高 ( 91歳)]
※入居に当たっての条件	要介護者で認知症の状態にあること。 少人数による共同生活を営む上に支障がないこと。 自傷他害のおそれがないこと。 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
退居に当たっての条件	入居後利用者の状態が変化し、入居に当たっての条件に該当しなくなった場合。 正当な理由なく利用料等を滞納したとき。

(7) 職員の概要 (複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

ユ ニ ツ ト 名 ( )	総数	( 7 ) 名 (内訳)・常勤 (専任 7 名) (兼務 名) 常勤換算 ( 名) ・非常勤 ( 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員の1週間の勤務延時間数(注) ( ) 時間 ÷ 40 時間 = 常勤換算数 ( 名) (注) 勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	<input checked="" type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務 (兼務の施設 ) <input checked="" type="checkbox"/> 夜勤 ( 1 名 ) <input type="checkbox"/> 宿直 ( 名 )
	※管理者 氏名 ( 山川 俊洋 )	<input checked="" type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務 (兼務の施設名 ) 資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input checked="" type="checkbox"/> その他 社会福祉主事 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 14 年 か月 ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・グループホーム管理者研修 <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( 認知症ケア・リーダー研修会 ) ( )
	計画作成担当者 氏名 ( )	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 年 か月 ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )
その他介護職員 ( 6 ) 名	資格 介護福祉士 ( ) 名 看護師等 ( ) 名 介護支援専門員 ( ) 名 その他 (ホームヘルパー2級) ( 2 名 ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) 受講済者 ( 名 ) [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 受講済者 ( 名 ) ・上記の研修の他に受講した研修名 (県認知症 GH 連絡協議会研修会) 受講済者 ( 1 名 ) ( ) 受講済者 ( 名 )	
(再掲) ホーム長 (注) 氏名 ( ) 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 年 か月 ) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修 (基礎課程) <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )	

(注) 「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。資格の欄は、複数ある場合はすべて記入すること。

(8) その他

※提携医療機関名	濱畑クリニック 肝属郡医師会立病院 神田歯科医院
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名 等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
家族の面会時間の設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (      時～      時) <input checked="" type="checkbox"/> 無
介護相談員(注)等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有 (具体的に記入してください。)
	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事及び市町村長に届け出るものとする。